

愛川町立小中学校等照明 LED 化 ESCO 事業  
公募型プロポーザル

実施要領

令和 8 年 6 月

愛川町教育委員会 教育総務課

# 愛川町立小中学校等照明 LED 化 ESCO 事業 公募型プロポーザル 実施要領

## (目次)

1	主旨 .....	1
2	業務の目的 .....	1
3	プロポーザル方式により優先交渉権者を特定する理由 .....	1
4	事業概要 .....	1
5	プロポーザル参加の条件と制限 .....	3
6	事業全体スケジュール（予定） .....	4
7	事業担当課 .....	5
8	プロポーザル関係資料の配布 .....	5
9	参加表明書及び参加資格確認書類の受付 .....	5
10	施設見学 .....	6
11	質疑応答 .....	7
12	企画提案書の提出 .....	7
13	審査 .....	10
14	契約に関する事項 .....	11
15	参加者の指名取り消し及び失格等 .....	11
16	提案等の無効及び辞退 .....	11
17	機器仕様に関する事項 .....	12
18	改修工事に関する事項 .....	12
19	サービス期間中の対応 .....	16
20	事業実施に関する事項 .....	17

## 1 主旨

この要領は、表記業務に係る企画提案を求め、各種提案事業者の提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業者（以下、「優先交渉権者」という。）を特定するための公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務の目的

愛川町立小中学校等照明 LED 化 ESCO 事業（以下、「本事業」という。）は、本町小中学校や児童クラブ、旧郷土資料館の照明器具を ESCO（Energy Service Company）事業により LED 化することで、教育環境の改善・向上を図るとともに、省エネルギー化による電力使用量及び二酸化炭素排出量を削減することを目的とする。

## 3 プロポーザル方式により優先交渉権者を特定する理由

本事業は、町立小中学校等の蛍光灯を LED 照明に更新し、環境負荷の低減とエネルギー効果の向上を目的としており、優先交渉権者の特定にあたっては、価格のみの競争ではなく、省エネルギー効果の検証・保証業務をはじめ、設計、施工、保守（3 年間）を一括で請け負うため、民間の高度な技術知識、ノウハウ、経験などを活用した優れた提案を広く受ける必要があることから、プロポーザル方式によるものとする。

## 4 事業概要

### (1) 事業名称

愛川町立小中学校等照明 LED 化 ESCO 事業

### (2) 契約方式

ギャランティード・セイビングス方式

本事業における ESCO 事業は、ESCO 事業者が提案する省エネルギー改修等に要する初期費用分の資金を本町が調達するものとする。

### (3) 契約期間

契約締結日から令和 13 年 3 月 31 日まで

※ESCO サービス料（導入費及び維持管理費）の支払期間（以下「ESCO サービス期間」という。）は次のとおりとする。

I 期分：契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで

II 期分：令和 9 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

### (4) 事業対象施設

町立小中学校等 12 施設

「対象施設一覧」

No.	施設名	住所	希望工期
1	高峰小学校	愛川町三増 767	1 期工事
2	中津小学校	愛川町中津 544	
3	中津児童クラブ		
4	中津第二小学校	愛川町春日台 2-9-1	
5	半原小学校	愛川町半原 2201	2 期工事
6	旧郷土資料館		
7	田代小学校	愛川町田代 500	
8	菅原小学校	愛川町中津 1103	
9	菅原児童クラブ		
10	愛川中学校	愛川町田代 1395	
11	愛川東中学校	愛川町中津 1400	
12	愛川中原中学校	愛川町角田 210	

(5) 事業対象照明器具の数量及び種類

別紙「様式第 13 号」における機器リストのとおり

なお、提示している数量・種類は提案及び審査用であり、最終的な数量・種類は詳細調査を実施し、作成された実施計画書を本町が承認することにより決定するものとする。

また、詳細調査の結果、数量・種類に変更が生じた場合は、変更契約を行うこととする。

(6) 事業費限度額（提案事業費の上限）

提案額が次の各金額を超えた場合は、失格とする。なお、当該金額は、企画提案内容の規模を示すためのもので、契約締結の際の予定価格を示すものではない。

ESCO 事業費総額 : 174,111,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

I 期導入費	契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで	46,618,000 円
I 期維持管理費	令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで	712,000 円
II 期導入費	令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで	124,960,000 円
II 期維持管理費	令和 10 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	1,821,000 円

## (7) 事業内容

事業者は、本町と締結する ESCO 事業契約に基づき、自らが行った提案を基に、次の内容を実施する。

- ① 既存照明器具の詳細調査
- ② ESCO 設備の設置に係る計画・施工及び施工管理
- ③ 施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の手続事務
- ④ 既設蛍光灯設備の撤去及び廃棄処分
- ⑤ 省エネルギー量の効果検証及び削減保証
- ⑥ 実施計画書（施工内容、施工数量、エネルギー削減量、維持管理計画等を記載）の作成
- ⑦ ESCO 設備の維持管理及び保証
- ⑧ その他、検証結果及び修理・交換等の報告など、事業を行う上で必要となる業務

## 5 プロポーザル参加の条件と制限

### (1) 参加条件

本プロポーザルに参加を希望する事業者（以下「参加者」という。）は、本事業を十分に遂行する能力を有すると認められる単独事業者または法人によるグループとする。

なお、グループで参加する場合は、事業役割を担う代表者を 1 者選定し、その代表者が本町との対応窓口となり、本事業の遂行の責を負うものとする。また、参加表明時は、グループの構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

### (2) 参加者の役割

参加者は、ESCO 事業者として次の役割をすべて担うこと。グループの場合は、各構成員が以下の役割を分担するものとする。

- ① 事業役割  
本町との対応窓口となり契約等諸手続を行い、本事業遂行の責を負い、削減量が達成できない場合には補償措置を講じること。
- ② 設計役割  
詳細調査及び設計・計画・監理に関する業務を全て実施すること。
- ③ 施工役割  
施工に関する業務を全て実施すること。
- ④ その他役割  
維持管理や効果検証等の本事業の遂行に必要なその他業務を実施すること。

### (3) 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書提出時までに、次の要件をすべて満たすこと。

- ① 事業役割を担う者は、1 社とし、本町の競争入札参加資格認定業者のうち一般委託の「建物設

備保守管理委託」または「電気通信設備保守管理委託」に登録されていること。

また、令和3年度以降に国、地方公共団体の施設において、事業役割としてESCOによるLED化事業を受託した実績を有すること。

- ② 設計役割を担う者は、責任者として設備設計一級建築士、一級建築士、二級建築士、建築設備士、技術士（建設、電気電子、機械または衛生工学）、一級電気工事施工管理技士若しくはエネルギー管理技士のいずれかの資格者を業務に配置できる者とする。
- ③ 施工役割を担う者は、本町の競争入札参加資格認定業者のうち工事の「電気」に登録されていること。
- ④ ESCO設備の維持管理を行う者は、神奈川県内に本店、支店または受任地のいずれかを有すること。

#### (4) 参加者の制限

次に掲げる者は、参加者及び参加者の構成員となることはできない。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- ② 告示日現在、国、地方公共団体から指名停止期間中である者
- ③ 参加表明書の提出期限から優先交渉権者の特定までの間に、愛川町指名停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- ④ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始の決定がされている者
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始の決定がされている者
- ⑥ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。)第23条第1項に違反したと認められる者。
- ⑦ 愛川町暴力団排除条例(平成23年愛川町条例第16号。以下「町暴力団排除条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められる者、または、法人等(法人または団体をいう。)である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められる者。
- ⑧ 町暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者、または、参加する者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者。
- ⑨ 提出書類に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者
- ⑩ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、または事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者
- ⑪ 公租、公課を滞納している者

#### 6 事業全体スケジュール(予定)

本事業は、次の日程で行う。

	項 目	日 程
1	告示	令和8年6月22日（月）
2	プロポーザル関係資料の配布	令和8年6月22日（月）～7月2日（木）午後5時
3	参加表明書の提出期限	令和8年7月3日（金）午後5時
4	参加資格確認結果の通知	令和8年7月9日（木）
5	施設見学	令和8年7月10日（金）～7月16日（木）
6	質問書の受付期限	令和8年7月10日（金）～7月16日（木）
7	質問書に対する回答の公表	令和8年7月21日（火）
8	辞退届の提出期限	令和8年8月10日（月）午後5時
9	企画提案書の提出期限	令和8年8月10日（月）午後5時
10	プレゼンテーションの実施	令和8年8月24日（月）頃
11	審査結果通知	令和8年8月31日（月）頃
12	契約	令和8年9月上旬頃
13	現地調査・仕様協議	令和8年9月上旬から10月上旬まで
14	ESCO設備の施工（1期工事分）	契約締結日から令和9年3月31日まで
15	ESCO設備の施工（2期工事分）	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
16	ESCO設備の維持管理等（1期工事分）	令和9年4月1日から令和12年3月31日まで
17	ESCO設備の維持管理等（2期工事分）	令和10年4月1日から令和13年3月31日まで

※ このスケジュールは変更する場合がある。

## 7 事業担当課

愛川町教育委員会教育総務課

住所 〒 243-0392 神奈川県愛甲郡愛川町角田 251-1

電話 046-285-2111

メール [kyoiku@town.aikawa.kanagawa.jp](mailto:kyoiku@town.aikawa.kanagawa.jp)

## 8 プロポーザル関係資料の配布

令和8年6月22日（月）から令和8年7月2日（木）までの間に愛川町ホームページからダウンロードしてください。

※ 「愛川町ホームページ」 → 「しごと・産業」 → 「入札・契約」 → 「プロポーザル関係」内の該当案件を選択後、ダウンロードしてください。

## 9 参加表明書及び参加資格確認書類の受付

本プロポーザルに参加する意思がある者は、次のとおり関係書類を提出すること。

### (1) 提出期限

令和8年7月3日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出先

「7 事業担当課」のとおり

(3) 提出方法

持参または郵送等による

(4) 提出書類

① 参加表明書（様式第2号の1）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

② グループ構成表（様式第2号の2）【グループで参加する場合のみ】

グループの各構成員の役割（事業役割・設計役割・施工役割・その他役割）を記入すること。

③ 参加者概要（様式第3号）

損益計算書、貸借対照表について、直近3期分を添付すること。グループで参加する場合は各構成員についてそれぞれ書類を作成、添付すること。

④ ESCO 関連事業実績一覧表（様式第4号）

グループで参加の場合は、事業役割を担う者が作成し提出すること。

⑤ LED 化事業設計実績一覧表（様式第5号）

グループで参加の場合は、設計役割を担う者が作成し提出すること。

⑥ 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第6号）

グループで参加の場合は、全ての構成員が提出すること。

⑦ 納税証明書

前年度の法人税、消費税及び地方消費税納税証明書（その3の3）、市町村税の納税証明書を各1通綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

(5) 参加資格確認結果通知

参加資格要件の確認は、前号の参加表明書の内容を審査して行い、その結果は、参加資格の有無にかかわらず、「参加資格確認通知書（様式第7号）」により、令和8年7月9日（木）までに参加者（代表者）に通知する。

なお、参加資格が有ると決定した場合においても、「暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第6号）」に基づき、必要に応じて警察に照会を行うものとし、照会の結果、参加者が排除対象者であった場合には、決定を取り消すものとする。

10 施設見学

施設見学を希望する場合は、事業担当課と事前調整し、承諾のうえ実施することができる。

(1) 施設見学期間

令和8年7月10日(金)から令和8年7月16日(木)まで

※午前9時から午後5時まで(土日を除く)

1.1 質疑応答

本実施要領等の内容について疑義がある場合は、次のとおり質問を受け付ける。

質問は、提案書作成に係る内容についてのみとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(1) 質問書の提出期限

令和8年7月16日(木)午後5時まで(必着)

(2) 質問書の提出方法

指定の質問書(様式第1号)に記入の上、持参または「7 事業担当課」あてに電子メールにより提出し、受信確認の電話をすること。

なお、件名は「愛川町立小中学校等照明LED化ESCO事業 実施要領等に対する質問」とすること。

(3) 質問書の回答

令和8年7月21日(火)午後5時までに、本町ホームページ内にて回答します。

(4) 留意事項

提出期限後の質問及び指定の方法によらない質問は、一切受け付けません。

また、本プロポーザルについての審査基準にかかる内容、他の参加者に関する一切の内容についての質問も受け付けません。

1.2 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年8月10日(月)午後5時(必着)

(2) 提出先

「7 事業担当課」

(3) 提出方法

持参または郵送等による。

郵送等の場合は提出期限まで必着とし、配送状況が確認できる手段で郵送すること。

(4) 提出書類

見積書及び提案書は、必ず、提案書提出届（様式第9号）を添付してください。

① 提案書類について

提案書は、正本1部、副本5部とし、副本には、企業名、住所、ロゴマーク等の参加者が特定できる表示を記載しないこと。

なお、提案書は、次の順に製本して提出すること。

ア 表紙（様式第10号）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

参加者名（企業名等）は、正本の表紙のみ記載し、副本の表紙には記載しないでください。

イ 目次

参加者の様式によること。ただし、用紙の大きさはA4判とし、横書き、縦型（左綴じ）、両面印刷で作成すること。

ウ 本編

(ア) 別冊「選定基準」における「審査項目及び評価内容」の「技術面」及び「その他」の項目について、提案を行うこと。

(イ) 参加者の様式によること。ただし、用紙の大きさはA4判とし、横書き、縦型（左綴じ）、両面印刷で作成すること。

(ウ) ページ番号を記載すること。

(エ) 本文を表記する文字は、原則として11ポイント以上の大きさとすること。

(オ) 多色刷り、イメージ図、イラスト等の使用は可とする。

(カ) 記載内容については、別冊「選定基準」に定める「審査項目及び評価内容」を参照し、的確な審査ができるように具体的な記述を心がけること。

(キ) 両面12ページ以内とすること。

エ 電力使用削減量等総括表（様式第13号）

(ア) かながわ電子入札共同システムまたは本町ホームページからダウンロードした様式を使用すること。

(イ) 施設毎の機器リストについて、提案欄を入力すること。

(ウ) 総括欄に、削減保証額、導入費合計及び維持管理費合計を入力すること。なお、着色されていないセルには、初期値または数式が入っているため、変更しないこと。

(エ) 電気料金単価は次に示す設定単価を使用すること。

契約単価	単価（円／kWh）
低圧	38.9円（税込）
高圧	31.6円（税込）

(オ) エネルギーに関する計算においては、以下の換算値で行うこと。

エネルギー種別	CO <sub>2</sub> 排出係数
電気	0.468 [kg-CO <sub>2</sub> /kWh]

(カ) 提案に使用するベースラインおよび削減効果の検証は国土交通省「官庁施設における ESCO 事業導入・実施マニュアル」第 3 章 3. 2. 3 計測・検証方法の設定に記載されている「オプション A」にもとづき、機器の消費電力×機器数×稼働時間とする。

オ 別紙

- (ア) 提出書類に係る根拠資料、別図、仕様書を添付できるものとする。  
別紙毎に通し番号を記載し、提出書類の対応箇所に別紙の番号を記載すること。
- (イ) 参加者の様式によること。

② 見積書等について

- ア かながわ電子入札共同システムまたは本町ホームページからダウンロードした様式（様式第 11 号）を使用すること。  
※正本 1 部、副本（写し）1 部
- イ 「4 (6) 事業費限度額」の範囲内で本事業に係る事業費の見積を作成すること。また、期別の事業費内訳を記載すること。
- ウ 正本には、代表者印を押印すること。
- エ 総事業費算出表（様式第 12 号）を添付し、年度別の事業費を記載すること。  
※正本 1 部、副本（写し）1 部

③ 提出書類の取扱い等について

- ア 本プロポーザルに関し、提出された提案書等は返却いたしません。
- イ 本プロポーザルの参加に関する一切の費用は、参加者の負担とします。
- ウ 提案書類及び見積書等の提出後の修正・差し替え等は一切認めません。
- エ 企画提案書等の著作権は企画提案者に帰属するものとし、本プロポーザル以外には提案者に無断で使用しない。
- オ 提出された書類は、本プロポーザルに必要な場合、本町がその写しを作成し、使用することがあります。
- カ 提出された企画提案書等は、愛川町情報公開条例第 2 条に規定する行政文書に該当し、同条例第 6 条の公開請求があった場合、企業の利益を損なう部分を除き公開の対象となる。
- キ 最優秀提案事業者として優先交渉権者となった場合、提出された見積書は、契約締結用に提出された見積書として取り扱い、見積書記載の価格が、契約金額になります。

(5) 審査の結果、優先交渉権者となった場合、提案内容に基づいて、仕様等に関する詳細協議を行う。

### 1.3 審査

- (1) 審査は、参加者によるプレゼンテーション（令和8年8月24日（月）実施予定）を実施し、愛川町立小中学校等照明LED化ESCO事業公募型プロポーザル選定基準に基づき、提出された提案書及び提案内容の実現性などを確認したうえで、提案書、見積書及びプレゼンテーションの各評価項目の審査で得られた総合評点の最も高い参加者を本委託業務の優先交渉権者として選定する。

なお、本プロポーザルの参加者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとし、その場合に、参加者の採点が6割（300点）以上の場合には、優先交渉権者の要件を満たすものとする。

最も総合評点が高い参加者が複数ある場合は、次の順序により決定する。

- ① 技術提案の評価点が高い者
- ② サービス料の評価点が高い者
- ③ 省エネルギー効率の評価点が高い者

- (2) 参加者側の出席人数

出席人数は4名以内とし、グループ構成員に限る。

- (3) 所要時間

参加者1グループにつき概ね30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）

- ① 内容

企画提案書等に記載した内容に沿ってプレゼンテーションを行うこと。

スライドプレゼンテーションソフトの使用は可とする。

- ② その他

プレゼンテーションに関する詳細（実施日時、開催場所など）については、参加者に対して別途通知する。

プレゼンテーションの内容は、企画提案書に含めて審査対象とする。

- (4) 審査方法は、別紙「選定基準」により行う。

- (5) 提案書類の内容に疑義がある場合は、必要に応じヒアリングや確認資料の提出を求める場合があります。

- (6) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、令和8年8月31日（月）頃に文書にて本町から、すべての参加者（代表者）に対して、企画提案審査結果通知書（様式第14号の1または2のいずれか）により通知するとともに、本町のホームページにおいて公表する。

なお、審査結果の公表は、次の項目について、契約締結後に速やかに行うものとする。

- ① 契約締結者の名称及び評価点及び契約金額
- ② 次点以下の参加者の評価点
- ③ その他必要な事項

#### 1.4 契約に関する事項

- (1) 選定された最優秀提案事業者を優先交渉権者として、協議を経て、業務委託契約を締結するものとする。

なお、協議において、仕様に必要な訂正や追加、削除を行うことがあるほか、提案事項における実施内容の調整、業務上必要と考えられる作業事項を追加するなどの変更が生じる場合がある。

- (2) 優先交渉権者の選定後において、優先交渉権者（グループの構成員を含む。）との協議が整わなかった場合や本プロポーザルにおける失格事項に該当することが判明した場合は、審査結果の評価点が上位の参加者から契約締結に向けた協議を行うものとする。

なお、評価点が高点の者が複数ある場合は、「1.3 審査（1）」に準じ決定するものとする。

- (3) 契約手続き及び契約書は、愛川町契約規則、その他本町の契約に関する規定に定めるところによる。

- (4) 本事業委託契約については、契約保証金は免除する。

#### 1.5 参加者の指名取り消し及び失格等

- (1) 本プロポーザル参加者として認められた者が、契約締結までの間に愛川町指名停止等措置要綱に基づく指名停止の処分を受けることとなった場合は、その認定の取り消し、または、失格とする。

- (2) 本プロポーザル参加者として認められた者が、提出書類の提出期限内に指定の提出方法及び提出場所に提出しなかった場合並びに提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。

- (3) 本プロポーザル参加者として認められた者が、失格等の規定に該当することとなった場合は、速やかにその事実を事業担当課まで届け出なければならないものとする。

なお、届出がなく、後日その事実が判明した場合は、資格停止等の措置を講じる場合がある。

#### 1.6 提案等の無効及び辞退

- (1) 次のいずれかに該当する場合、提案は無効または失格とする。

- ① 参加資格のない者が行った提案

- ② 提案書類等そのた一切の書類に虚偽の記載をした者が行った提案
- ③ 記載事項が不明なもの、または提案書提出届に記名押印のないもの
- ④ 提案書類が不足しているとき
- ⑤ 提案書類受付締切日までに提案されない、または到着しないとき
- ⑥ その他、本町の指示した事項に違反したとき

(2) 本プロポーザルの参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8年8月10日(月)午後5時までに提案辞退届(様式第8号)を事業担当課に連絡の上で提出すること。なお、提案書類提出後の辞退はできないものとする。

## 1.7 機器仕様に関する事項

### (1) 基本事項

日本産業規格(JIS)、日本電気工業規格(JEM)、その他関係する諸法令、規則及び条例等を遵守すること。

### (2) 交換方法

原則、器具ごと交換を行うこととする。ただし、交換に適した器具が存在しない場合は、本町との協議の上でランプ交換でのLED更新を可とする。その場合、日本照明工業会(JLMA)の「ガイド301」を遵守し、工事を行うこと。

なお、学習環境等に配慮した設置場所等の提案があれば、企画提案書に記載すること。

### (3) 器具仕様

- ① 既設照明器具からの置き換えに適した寸法の器具を選定すること。
- ② 照明器具及び電球等使用する全てのLED照明は、JIL5004「公共施設用照明器具」に登録対応器種を持つメーカーの製品とすること。(公共施設用照明器具に器種設定のない種類のLED照明についても同様とすること)
- ③ 定格寿命は40,000時間以上(光束維持率70%以上)であること。
- ④ 色温度は原則として既設照明器具と同等とすること。
- ⑤ 各室の設計照度は、JIS照度基準及び労働安全衛生規則、学校環境衛生基準を満たす照度を保つこと。
- ⑥ 配光・輝度は既設照明器具から大きく異なるものではないこと。
- ⑦ 屋外はステンレス、防雨の器具を使用すること。

## 1.8 改修工事に関する事項

### (1) 関連法令等

国土交通省大臣官房庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書、公共建築物改修工事標準仕様書、

公共建築設備工事標準図、電気設備に関する技術基準を定める省令、内線規程及び関係するその他の諸法令、規則及び条例に準拠すること。準拠する仕様書等は契約時点の最新版とすること。

(2) 関係諸官公庁等への申請及び届出

既設照明器具から LED 照明器具へ置き換える際に必要となる関係諸官公庁等への申請、届出及び検査等の手続きは、本町と事前調整を行った上で受注者が適切に対応すること。

(3) 作業時間

午前 9 時から午後 5 時までを基本作業時間とするが、施設使用中等の理由により基本作業時間に作業できない施設がある。作業可能な詳細期間・日程については、基本的に土・日曜日、祝日、長期休業期間中（春季・夏季・冬季休業中）に実施することとし、受注者が作成した作業スケジュールにより本町と協議の上決定する。本町の都合及びやむを得ない事情等により変更する必要がある際は、双方の協議により変更内容を決定するものとする。

(4) 設置

- ① 受注者は建設業法の規定に基づき、資格者を有する者を適切に配置すること。
- ② 電気工事士の資格を有する者が施工を行うこと。また、従事者の氏名等を通知すること。
- ③ 設置前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。また、調査等において実施要領との相違を発見した場合には、速やかに本町に報告し、協議すること。
- ④ キュービクル及び分電盤内でのブレーカー操作、結線等の作業が必要な場合は、受注者にて本町と協議・調整を行うこと。
- ⑤ 絶縁抵抗測定  
「電気設備に関する技術基準を定める省令」に基づき分電盤の分岐回路ごとに施工前・施工後に絶縁抵抗測定を行うこと。異常があった場合は本町と受注者により協議を行い、対処すること。
- ⑥ 設置作業において発生する軽微な補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。局所的に劣化している配線は、設置の際に受注者が補修を行うこと。劣化が配線の全体に及ぶ場合は受注者と本町の協議により対処方法を決定する。
- ⑦ 施工場所で他の業者による別工事または点検がある場合は、当該業者との調整に協力すること。
- ⑧ 構内に作業車両を駐車する時は本町に申し出、承諾を得た後に、本町が指定した場所へ駐車すること。
- ⑨ LED 照明器具及び部材等の置き場が必要な場合は本町と協議すること。
- ⑩ 部材等の搬入・搬出経路については、施設管理運営上の支障に留意し、本町の承諾を得ること。
- ⑪ 天井や壁等に穴あけや切削等の加工が必要な場合には、アスベスト調査費及びばく露防止対策費用等について、本町と協議すること。
- ⑫ 高天井に取り付ける LED 照明器具には落下防止ワイヤーを施すこと。

- ⑬ 設置する照明器具等には、ESCO 事業で納入しているものであることが分かるように、シール等で明記すること。

(5) 既設照明器具の撤去、運搬及び処分

- ① 撤去した既設照明器具等は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」（以下、「廃掃法」という。）等関連法令に従い、適正に運搬処分すること。
- ② LED 照明器具の設置により不用となる既設の配管、配線、器具及び設置中に発生した産業廃棄物は、全て撤去、運搬及び処分すること（ただし、打込配管はそのままとすること。）

(6) 設置後検査

受注者による設置後自主検査を以下のとおり行い、検査結果を本町に書面で提出すること。

- ① 設置状態確認  
各 LED 照明器具が正常に設置され、器具の脱落の恐れがなく、天井材との隙間等がないことを確認すること。
- ② 点灯状態確認  
各 LED 照明器具が異常なく点灯することを確認すること。
- ③ 絶縁抵抗測定  
LED 照明器具の設置後に、「電気設備に関する技術基準を定める省令」に基づき分電盤の分岐回路ごとに絶縁抵抗測定を行い、問題のないことを確認すること。
- ④ 照度測定  
JIS 照度基準、労働安全衛生規則、学校環境衛生基準を満たす照度であるか施工後に照度測定すること。照度測定箇所については施設毎に最低 1 部屋を想定しているが、詳細については本町と協議により決定することとする。

(7) 写真撮影

エリアごとに設置前・設置後の工事写真を撮影し、完成図書に含めること。なお、国土交通省大臣官房庁営繕部監修の営繕工事写真撮影要領の契約時点最新版に準拠すること。

(8) 照明器具管理台帳の作成、提出

照明器具ごとに記号を記載し照明配置図と照合ができること。

(9) 完成図書

対象施設ごとに以下の内容を取りまとめた完成図書を作成し、紙で 1 部、併せて PDF ファイル形式で電子データを提出すること。ただし、①については、Excel ファイル形式の電子データも提出すること。

- ① 照明器具管理台帳
- ② LED 照明器具を設置した範囲の照明配置図（管理番号から設置箇所を特定できること）
- ③ 設置した LED 照明器具の姿図設置後自主検査結果
- ④ 各種写真（（7）のとおり）
- ⑤ 機器仕様書
- ⑥ 既設照明器具の処分報告書（産業廃棄物管理票の写しを添付すること）
- ⑦ PCB が含有されている安定器のメーカー見解書及び写真等（必要な場合）
- ⑧ 関係諸官公庁等への申請等が完了していることを示す書類（必要な場合）
- ⑨ 緊急連絡先
- ⑩ 設備設置完了届

#### （10）安全管理

- ① 受注者は、本事業の履行に際し、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、安全作業を行うこと。
- ② 作業時は作業員及び第三者への安全対策を徹底すること。
- ③ 作業中は作業場所の整理整頓に努めるとともに、業務完了後は速やかに機材等を搬出し、作業場所の清掃を行うこと。
- ④ 作業従事者は作業に適した服を着用し、名札等で業者名を明確にすること。
- ⑤ 作業箇所の事故及びトラブル防止のため、関係者以外の立ち入り禁止措置を行うこと。  
また、必要に応じて作業エリアのみならず通路や資材置場等の各部養生を行うこと。
- ⑥ 停電等、運営上必要な機能を停止する場合には、事前に本町と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。
- ⑦ 作業期間中の火災や事故等に対応する保険に加入すること。
- ⑧ 高所作業に当たっては、作業床を配置する、安全帯（フルハーネス）を使用する等、墜落防止の措置を講じること。また、高所作業に当たっては、脚立等不安定な昇降用具を使用した作業は行わないこと。
- ⑨ レッカー、ユニック設置時は誘導員を配置し、施設利用者の通行帯・安全を確保すること。

#### （11）事故処理

受注者は本事業履行に際し、受注者の責に帰すべき事由により本町または第三者に損害を与えた場合、本町へ直ちに報告して原状に復すること。原状に復するための費用は受注者の負担とする。

#### （12）その他

- ① 業務に必要な費用、機器、消耗品、取替部品、安全器具等は受注者の負担とする。
- ② 業務に必要な電力・用水は施設運営に支障がない範囲で本町が支給する。なお、それ以外のも

のについては、自家発電機等を準備する等、受注者にて対応すること。

- ③ 業務の諸手続及びその費用は受注者の負担とする。
- ④ 受注者は業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- ⑤ 受注者は、本町の求めに応じ逐次内容を説明すること。
- ⑥ 受注者は施設運営に支障の無いように本町との事前調整を行い、業務を遂行すること。  
また、施工中の騒音、振動には細心の注意を払うこと。
- ⑦ 受注者は、業務に要する養生を必要に応じて自ら行うこと。また、養生作業は、建物、ダムウェーター、壁面、手すり、ワックス塗装、木面等、傷をつけることのないよう、事前に本町と調整の上で行うこと。
- ⑧ 入退所、借用品（鍵、現場据付治具類、関係図面類）の取扱は本町と事前に打合せを行うこと。
- ⑨ トイレは本町が指定した場所を利用すること。
- ⑩ 受注者は、業務中事故が発生した時は、その理由に関わらず、直ちにその状況、処置対策等を本町に報告し、応急措置を加えた後、書面により本町に詳細な報告並びにその後の対策案を提出すること。
- ⑪ 設置場所の移動可能な什器等の移動及び原状回復は受注者が行うこと。
- ⑫ ESCO 設備引き渡し後に、本町により取り外し、再設置したLED照明器具に対する各種の対応は、取り外し、再設置により変化しないものとする。ただし、取り外し、再設置したことが原因で生じた不具合については除く。
- ⑬ 施工に際し、疑義が生じた場合は本町と協議すること。

## 1.9 サービス期間中の対応

### (1) ベースラインの補正

ベースラインおよび削減効果は、国土交通省「官庁施設における ESCO 事業導入・実施マニュアル」第3章3. 2. 3計測・検証方法の設定に記載されている「オプションA」より算定されているため、原則として補正することはない。ただし、算定に使用された根拠に疑義が生じた際は、協議のもと、ベースラインおよび削減効果を見直すこととする。ベースラインおよび削減効果を見直す場合、具体的な根拠を提示し、本町の承諾を得る必要がある。

### (2) ESCO 設備の維持管理に関する事項

- ① 受注者は、本町からの修繕依頼に基づき ESCO 設備の調査・修繕を行う。なお、緊急的な初期応動が必要な場合は、すみやかに応急的な対応作業を実施するものとする。その際生じる費用負担は、18 ページの「表：予想されるリスクと責任分担」（以下、「分担表」という。）によるものとする。
- ② 受注者は、ESCO 事業の維持管理状況について、修理・交換等の記録を毎年本町に報告するものとする。

### (3) 検証に関する事項

#### ① 削減効果の検証

本事業提案により示した電力使用削減額及び削減保証額が確実に守られていることを証明するための適切な検証手法を用いて、本事業契約期間中において、サービス導入によるコスト削減効果の検証を行うものとする。

#### ② 受注者の報告及び本町の確認

受注者は、前項の検証の結果ならびに修理・交換等の記録を毎年本町に報告し、本町は当該報告の内容を確認する。

## 20 事業実施に関する事項

### (1) 誠実な業務遂行

① 受注者は、本事業の実施要領、配付資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。

② 業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、本町と受注者の両方で誠意をもって協議すること。

### (2) 契約期間中の本町と受注者の関係

本事業は、受注者の責により遂行され、本町は本事業契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

### (3) 責任分担

#### ① 基本的な考え

本事業提案が達成できないことによる損失は、原則として、受注者が負担する。ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動など、受注者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行うものとする。

#### ② 予想されるリスクと責任分担

本町と受注者の責任分担は、原則として次項の分担表によることとし、受注者は負担すべきリスクを想定したうえで本事業提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

#### ③ ESCO 契約の締結及び事業の継続が困難となった場合における措置

事業者が詳細協議実施後に ESCO 契約の締結ができない場合及び ESCO 契約締結後に事業の継続が困難となった場合は、以下の措置を講ずる。

ア 提案書と事業計画書の内容に大きな乖離がある等、事業者の責による場合は、本町は次選交渉権者と協議を行うこととし、事業者は本町に対してそれまでに要した費用を請求できない。

イ 本町の責による場合は、事業者は提案書で提示した金額を上限に、本町と協議のうえ合意した金額を請求できるものとする。なお、ESCO 契約締結後に事業の継続が困難となった場合の措置については、契約書において定める。

表：予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者		
			本町	事業者	
共通	実施要領の誤り	実施要領の記載事項に重大な誤りのあるもの	○		
	提案の誤り	ESCO提案の低減が達成できない場合		○	
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動等による場合		○	
	安全性の確保	設計・工事における安全性の確保		○	
	環境の保全	設計・工事における環境の保全		○	
	事業の中止・延期		本町の指示によるもの	○	
			施設建設に必要な許可等の遅延によるもの		○
			事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
解除		事業者の帰責事由による解除		○	
		本町の帰責事由による解除	○		
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○		
	物価	急激なインフレ・デフレ	○	○	
	用地の確保	資材置き場の確保	○	○	
	設計変更		本町の提示条件、指示によるもの	○	
			事業者の指示・判断の不備によるもの		○
			法令の変更によるもの	○	○
	応募コスト	応募コストの負担		○	
資金調達	必要な資金の確保に関すること		○		
施工段階	不可抗力	天災等による工事変更・中止・遅延	○		
		不可抗力による損害	○	○	
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（工事費に対して影響のあるもののみを対象とする。）	○	○	
	用地の確保	資材置き場の確保	○	○	
	設計変更		本町の提示条件、指示によるもの	○	
			事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工		本町の帰責事由による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延	○	
			事業者の帰責事由による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		○
工事費増大		本町の指示・承諾による工事費の増大	○		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○	

	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
	一時的改善	引き渡し前に工事に起因し設備に生じた損害		○
支払関係	支払い遅延・不能	本町の帰責事由による支払いの遅延・不能によるもの	○	
		ESCO設備の補修等のために支払が遅延する場合		○
	契約不適合（瑕疵担保）	隠れた瑕疵及び引き渡しまでの瑕疵の担保責任		○
維持管理関係	計画変更	用途の変更等、本町の帰責事由による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	立ち入りの許可	必要な施設への立ち入りの許可が下りない場合の事業未遂行	○	
	維持管理費の上昇	賃金水準または物価水準の変動による維持管理費用の増大	○	○
	ESCO設備の損傷	本町の故意・過失に起因するESCO設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因するESCO設備の損傷		○
	施設損傷	事業者の故意・過失またはESCO設備に起因する施設・設備の損傷		○
	不可抗力	地震による火災・天災・戦争等の不可抗力によるESCO設備等の損傷	○	
	機器の不良	ESCO機器が所定の性能を達成しない場合		○
	光熱費単価	光熱費単価の変動	○	
エネルギー消費量	機器の使用状況・稼働率等の変動や運転管理方法の顕著な変更	○		
計測・検証	設備の不良	ESCO設備が所定の性能を達成しない場合		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、本町施設運営・業務への障害		○
	光熱費単価	光熱費単価の変動	○	
	ベースラインの調整	機器の使用状況・稼働率等の変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
上記以外の変動要因の場合		○	○	
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、本町施設運営・業務への障害		○